

# いぶすき<sup>やまがわみなと</sup>山川港特産市場出荷者協議会規約

## (目的)

第1条 いぶすき<sup>やまがわみなと</sup>山川港特産市場出荷者協議会規約（以下「協議会規約」という。）は、いぶすき山川港特産市場出荷者協議会（以下「出荷者協議会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (出荷者協議会)

第2条 出荷者協議会は、指宿市いぶすき山川港特産市場条例（以下「市条例」という。）第8条及び指宿市いぶすき山川港特産市場条例施行規則（以下「市規則」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、いぶすき山川港特産市場（以下「特産市場」という。）の利用を許可された者で構成し、特産市場内に設置する特産品販売ゾーンにおいて、指宿市（以下「市」という。）の特色を活かした農林水産物や加工品等の安定供給を行い、農林水産物及び加工品等の生産技術の向上に努め、会員相互の親睦・融和及び地域活性化を目指すものである。

## (事業)

第3条 出荷者協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農林水産物等の生産計画及び出荷調整。
- (2) 消費者等の調査及び研究
- (3) 農林水産物等の普及及び宣伝
- (4) 会員相互の資質並びに技術を研鑽するための活動
- (5) 特産市場を核とした地域活性化策の検討及び実施
- (6) その他、出荷者協議会の目的を達成するための事項

## (会員)

第4条 出荷者協議会は、一般会員（個人会員及び法人等会員）、その他会員（個人会員及び法人等会員）、特別会員で構成するものとする。

2 一般会員は、指宿市内に住所を有し、自ら生産又は加工している者とする。

3 その他会員は、指宿市外に住所を有し、自ら生産又は加工している者とする。

4 特別会員は、出荷者協議会へ指導・助言を行うことができる次に掲げる団体等を対象とする。

- (1) 市
- (2) 指定管理者
- (3) その他会長が必要と認める団体

### (入会登録及び脱会)

第5条 出荷者協議会への入会登録・脱会等は、市条例第8条及び第9条の規定に基づく行為をもってみなす。ただし、市規則第2条の規定に基づく書類を提出するときは、出荷者協議会会長が別途定める会員登録申請書（別記様式第1号）及び出荷計画書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

2 入会登録の有効期間は、市規則第3条の規定に基づき交付された利用許可証の利用許可期間とする。

### (会費)

第6条 会員は、下表のいずれかに該当する入会金及び年会費（以下「会費」という。）を出荷者協議会に納入するものとする。

項目	一般会員（市内）		その他会員 （市外）
	個人	法人等	
入会金（入会時1回）	1,000円	5,000円	5,000円
年会費（年1回速やかに）	2,000円	3,000円	3,000円

2 出荷者協議会から脱会又は除名のときは、会費は返還しないものとする。

### (ツマベニ商品券の活用)

第7条 特産市場を核とした山川地域活性化のため、会員及び指定管理者は、菜の花商工会が発行するツマベニ商品券（以下「商品券」という。）を活用した事業を実施する。

2 会員は、精算の度、販売金額から販売手数料を差し引いた金額の5%以内の額を商品券で受領する。

3 指定管理者は、精算の度、販売手数料の5%以内の額を出荷奨励金として商品券で会員に支払う。

### (役員)

第8条 出荷者協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 3名以内
- (4) 監事 2名

2 理事及び監事は、会員の中から総会において選出する。

3 会長・副会長は、理事の中から互選する。

### (任期及び任務)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 会長は、出荷者協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がこの職務を代理する。
- 4 理事は、役員会に出席し、必要な事項を審議する。
- 5 監事は、出荷者協議会の事業及び会計を監査する。

#### (会議)

第10条 出荷者協議会の会議は、通常総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。また、その他必要に応じ臨時総会を開催するものとする。

- 2 会長は、総会及び役員会の議長となる。
- 3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 役員会は、監事を除く役員の過半数の出席を以って成立する。
- 5 総会及び役員会の議事は、前第3項及び第4項の出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

#### (経費)

第11条 出荷者協議会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てるものとする。

#### (事業年度)

第12条 出荷者協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

#### (事務局)

第13条 出荷者協議会の事務局は、特産市場内に置き、その事務は指定管理者が行う。

#### (その他)

第14条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は総会又は役員会で決定する。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成21年3月13日から施行する。
- 2 出荷者協議会の設立初年度の事業年度は、第12条の規定にかかわらず、設立総会のあった日から平成22年3月31日までとする。
- 3 設立初年度の役員任期は、第9条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。
- 4 設立総会のあった日に会員であった者の会費の納入については、第7条の規定にかかわらず、平成21年4月1日から4月30日までの間に行うものとする。
- 5 出荷者協議会の事務局は、第13条の規定にかかわらず、設立総会のあった日から平成21年3月31日までの間、市商工水産課に置き、その事務は水産係が行う。

6 この規約は、第8条1項を平成25年4月9日一部改正。